

令和8年度 名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務

公募型プロポーザル実施要項

令和8年4月1日



まんのう町

## 1. 実施要項の定義

本要項は、令和 8 年度に実施する名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務の委託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、最も適切な事業者を選定することを目的とする。本プロポーザルは、単に価格だけでなく、提案される技術力、実績、業務遂行体制、及び具体的な計画内容を総合的に評価することにより、本業務の目的を最大限に達成できる事業者を選定することを主眼とする。

本事業の基本的な考え方については、令和 8 年度名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務仕様書に定めている（本実施要項と当該仕様書は一体のものとし、以下、「実施要項等」という。）ので、応募者は実施要項等の内容を踏まえ、応募に必要な提案書を提出する必要がある。

なお、実施要項等と実施要項等に関する質問への回答に相違のある場合は、実施要項等に関する質問への回答が優先するものとする。また、実施要項等に記載がない事項については、実施要項等に関する質問への回答によることとする。

## 2. 業務の名称

令和 8 年度 名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務

## 3. 業務の概要

### (1) 業務内容

本業務は、「令和 5 年度名勝満濃池整備基本計画」の「活用のための整備に関する計画」の推進に資するため、以下の業務を実施するものである。

ア. 名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務

イ. その他、上記業務に付随する業務

### (2) 履行場所

仲多度郡まんのう町神野・吉野地内

### (3) 履行期間

契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 10 日

### (4) 委託事業者数

1 事業者

### (5) 発注者の名称

まんのう町長 栗田隆義

## 4. 担当課

〒769-0313 香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1

まんのう町教育委員会生涯学習課

TEL 0877-89-7020

FAX 0877-89-8100

E-mail [syougaigakusyu@town.manno.lg.jp](mailto:syougaigakusyu@town.manno.lg.jp)

## 5. 参加資格

本業務の参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下、「法人等」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと及びまんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 97 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動をその法人等の主たる目的としていないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人等またはその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団をいう。）との関与がないこと。
- (6) 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）を有すること。
- (7) 本公告日から過去 5 年間に於いて、国が指定する名勝地等における歴史的な水辺空間の整備計画等事業、または類似事業を受託した実績を有していること。

## 6. 参加資格の確認等

### (1) 実施要項等

本町ホームページ (<https://www.town.manno.lg.jp/>) からダウンロードにより取得すること。また、土日、祝日は除き、午前 9 時から午後 5 時までの間、第 4 項に記載の場所において配布するので、こちらでの取得も可能である。

### (2) 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加表明書等を提出すること。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者または第 5 項に記載の参加資格要件を満たさない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

#### ア. 提出期限

令和 8 年 4 月 21 日（火）正午

提出方法に関わらず、上記期限までに提出先に届いていること。

#### イ. 提出方法

提出書類等は、持参または特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式での配送により提出すること。なお、持参の場合、受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日は除き、4 月 21 日（火）は正午まで）とする。

#### ウ. 提出先

第 4 項に記載の場所

(3) 参加に必要な提出書類

- ア. 参加表明書（様式第 1 号）
- イ. 法人等の概要書（様式第 2 号）
- ウ. 実績報告書（様式第 3 号）
- エ. 法人等が参加資格の条件を満たすことの誓約書（様式第 4 号）
- オ. 業務実施体制（任意様式）
- カ. 法人等の定款、寄附行為またはこれらに準じる書類
- キ. 法人等の登記事項証明書（発行後 3 カ月以内）
- ク. 法人等の財務諸表（直近 2 年間）
- ケ. 納税証明書（直近 1 年間）
  - A) 法人税の完納証明書
  - B) 消費税及び地方消費税の完納証明書
  - C) 法人等が本店又は支店等を置く都道府県の都道府県税の完納証明書

(4) 提出部数等

参加に必要な提出書類（3）を A4 縦型フラットファイルに順番に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「令和 8 年度 名勝満濃池視点場②③④整備実施設計業務応募書類」、「法人等名」を記載の上、表紙にのみ「正本」又は「副本」の別を記載すること。

また、提出各書類の間に仕切り用の白紙を挟み、仕切り紙に上記（3）に記載のア～ケの該当番号を記したインデックスを付け、正本 1 部及び副本 1 部を提出すること。

(5) 参加資格の確認

本町は、参加資格の確認を参加表明書等の提出期限日をもって行うこととし、その結果は令和 8 年 4 月 22 日（水）付の書面により通知する。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- ① 参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を次のとおり提出するものとする。
  - ・提出期限  
令和 8 年 4 月 28 日（火）正午まで
  - ・提出先  
第 4 項に記載の場所
- ③ 説明を求めたものに対する回答は、令和 8 年 5 月 8 日（金）までに書面により行う。

7. 質問書の提出及び回答

実施要項等に関する質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）をメールまたは F A X にて提出し、その際、電話により確認の連絡を入れること。

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）から令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時までに必着

(2) 提出先

第4項に記載の場所

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、参加資格が認められたすべての者に回答する

(4) 回答

令和8年5月8日（金）までに書面により行う。

8. 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時までに必着

(2) 提出方法

第6項（2）イに同じ

(3) 提出先

第4項に記載の場所

(4) 提出書類

ア. 提案書（様式第6号、添付資料は任意様式：A4版 10枚以内）

本業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。

提案書に「法人名」「正本または副本」を記載した表紙（A4長辺2穴綴じ）をつけ、8部（正本1部及び副本7部）提出すること。

イ. 見積書（様式第7号）

見積書及び見積積算内訳書は、以下の要領にて作成し、1部提出すること。見積積算内訳書の様式は任意とする。

9. 見積上限金額

7,131,000円（消費税抜き）

なお、上記金額は本プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

10. 参加辞退

参加表明書等の書類提出後、やむを得ず参加を辞退することになった場合には、速やかに参加辞退届（様式第8号）を第4項に記載の場所まで、第6項（2）イに記載の方法で提出すること。

11. 事業者の選定

(1) 選定方法

最優秀提案事業者の選定は、まんのう町公募型プロポーザル方式取扱規程（平成20年9月1

日告示第 91 号)に基づき設置する選定委員会が、書類審査により行う。

## (2) 選定基準

提案内容評価基準（別表 2）に示す評価基準及び以下の項目により、総合的に評価する。

- ア. 業務の遂行に係る経費見積書の内容が、効率的かつ充実した事業運営が実施できるものであること。
- イ. 事業実績を豊富に有し、また経営能力及び財政面も優れており、業務を継続して遂行できる事業者であること。

## (3) 評価方法

- ア. 提案内容評価及び見積金額評価による総合評価による。
- イ. 選定委員会において、評価基準（別表 1）に基づき評価し、提案者ごとの総合得点を比較して順位を付す。
- ウ. 総合得点が最も高い者を第一順位の最優秀提案者として審議の上決定する。最優秀提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価な者に決定する。
- エ. 総合得点は最高点を 200 点とし、内訳は提案内容評価点を 180 点、見積金額評価点を 20 点とする。
- オ. 提案者が 1 者のみの場合も、審査を実施し、評価の結果において本業務を遂行するに支障のないと判断する場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。本業務を遂行するに支障があると判断する場合または提案者がいない場合は、再度公募を検討する。

## (4) プロポーザルの実施スケジュール

事業者選定にあたってのスケジュールは下記のとおりである。

内 容	日 程
公示日（公募の開始）	令和 8 年 4 月 1 日（水）
参加表明書受付	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 4 月 21 日（火）
参加資格の確認通知	令和 8 年 4 月 22 日（水）
質問の受付	令和 8 年 4 月 28 日（火）～令和 8 年 5 月 1 日（金）
質問の回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）までに
提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）
書類審査	令和 8 年 5 月中旬予定
審査結果通知・公表	令和 8 年 5 月中旬予定

### 1 2. 審査結果の通知および公表

審査結果は、すべての応募者に対し文書で通知する。電話等による問合せには応じない。また、本町のホームページにて公表する。

### 1 3. 選定後の手続き

#### (1) 契約の締結

本町は、選定委員会において選定された最優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結に向けた交渉を行う。また、特別な理由により優先交渉権者と契約締結ができない場合は、次点提案者と契約に向けた交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を、本町は本業務委託者として決定する。

#### (2) 仕様の確定

本町は、最優秀提案事業者の提案書等に記載された全ての内容を承認するものではなく、本町と事業者との協議により、提案書の項目変更、追加又は削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

#### (3) 委託料

ア. 委託料は、提出された見積書をもとに委託金額を決定する。なお、プロポーザルにおいて提案された見積金額を超える金額での契約は締結しない。

イ. 業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

ウ. 前払い金は支払わない。

エ. 支払い方法は、本町と受託者が協議の上定める。

#### (4) 契約書の作成

本町と受託者で協議した上で、契約書を作成する。

### 1 4. 失格要件

提案書等提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア. 第5項に定める参加資格要件が備わっていないとき

イ. 第9項の見積上限額金額を超える見積書を提出したとき

ウ. 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき

エ. 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

オ. 一事業者が複数の提案を行ったとき

カ. 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき

キ. 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき

ク. 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき

### 1 5. 提出書類の取り扱い

ア. 参加表明書、提案書その他提出された書類は返却しない。

イ. 軽微な修正を除き、提出書類の修正はできない。

ウ. 必要に応じて追加資料を求める場合がある。

エ. 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし本町は、提案者が提出した書類等を、本町の業務上必要な場合には、無償で使用できるものとする。

オ. 提出書類の内容に、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果

生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

カ．提出書類は、まんのう町情報公開条例（平成 18 年 3 月 20 日条例第 10 号）に基づく情報公開の対象となる。

#### 16．その他

本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。また、本町がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、停止または中止する場合があります。なおこの場合、参加表明者又は提案提出者は、それまでに要した費用を本町に請求することはできない。

## 別表 1

## 評価基準

## 1. 評価構成

項目	配点	備考
提案内容	180点	別表2に示す基準による書類審査により決定する。
見積金額	20点	次の計算式により算出する。 $(7,131,000 - \text{見積金額}) \div 35,655$ ※小数点以下第3位を四捨五入する。 ※最高点は20点とする。 ※見積上限額を上回る場合は失格とする。

## 2. 総合得点の算出

事業者の選定を決定する「総合得点」は、次の計算式により算出する。

$$\text{総合得点} = \text{提案内容評価点 (各委員の平均)} + \text{見積金額評価点}$$

別表 2

## 提案内容評価基準

評価区分	評価項目	評価の視点	配点				
			優	良	普通	可	不可
事業者の適正性	同種業務実績・専門性	類似業務の実績は豊富か、特に国指定名勝地内での歴史的な水辺空間の整備計画等事業実績、満濃池と同規模以上の名勝地に関わる事業の実績を過去5年以内に有するか。名勝地整備に関する専門的な知見を有しているか。	30	22	15	7	0
	業務実施体制・技術者の専門性	業務主任技術者及び担当技術者は必要な資格・豊富な経験を有しているか。実現可能な人材確保の方法であり、安定的な業務実施のための体制が構築されているか。関係機関との円滑な連絡体制が構築されているか。	30	22	15	7	0
企画提案内容	業務理解度・目的達成度	業務内容を正確に理解し、その目的（活用のための整備推進）を達成するための適切な提案がなされているか。	30	22	15	7	0
	提案内容の具体性・実現性	各業務内容（視点場整備実施設計等）に対する具体的なアプローチ方法が示され、実現可能性が高いか。	30	22	15	7	0
	創造性・独自性	名勝満濃池の特性を活かした独自のアイデアや、既存の枠にとらわれない創造性のある提案がなされているか。	30	22	15	7	0
	工程計画の妥当性	各業務のフェーズと期間が明確であり、専門委員会への連携を含め、適切かつ効率的な工程計画が立てられているか。	30	22	15	7	0